

平成25年11月25日  
福祉保健局

## 改善勧告に従わない認可外保育施設「ベビールームわかば」について

東京都は、標記施設に対し、児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査を実施し、その結果等を踏まえ、設置者に対し同条第3項に基づく改善勧告を行いましたが、指定した期日までに改善が図られなかつたため、同条第4項に基づき、改善勧告の内容及び改善の状況について公表します。

### 1 改善勧告を受けた者

認可外保育施設 「ベビールームわかば」  
設置者 粟澤 司子（あわざわ もりこ）  
施設の所在地 武蔵村山市榎二丁目75番6号

### 2 改善勧告の公表に至る経過

標記施設に対しては、平成19年度以降の定期立入調査において、改善すべき事項が多数見られたことから、毎年度立入調査を実施し、繰り返し指導してきたところである。

平成25年7月16日、施設の庭に設置されたビニールプールに、児童のみを残してその場を離れ、職員が児童の状況を確認していない現場を、施設が所在する武蔵村山市職員が確認した。このため、東京都は特別立入調査を実施したが、これまで繰り返し改善指導を行った事項について改善が図られておらず、改善を行う姿勢も認められなかつた。

平成25年8月22日、今後の児童の事故防止等安全対策上重大な影響を及ぼすおそれがあるため、平成25年9月24日までに改善するよう勧告を行つた。

平成25年10月3日、改善状況の確認のため再度特別立入調査を行つたが、改善が図られていない事項があつた。

(裏面に続く)

### 【問合せ先】

(改善勧告について)

福祉保健局少子社会対策部保育支援課 花本、八坂  
電話 03-5320-4133、03-5320-4131  
内線 32-750、756

(立入調査について)

福祉保健局指導監査部指導第二課 木村、小澤  
電話 03-5320-4194、03-5320-4055  
内線 34-570、581

### 3 改善勧告の内容及び改善の状況

(1) 入所児童の在籍時間帯に、一人勤務の時間帯があるので是正すること。(認可外保育施設指導監督基準1(1)、8(1))

・指導監督基準に定められた保育従事者を配置するために必要な職員体制を早急に整えること。また、職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を日々整備し、指導監督基準を踏まえた職員配置がされていることを確認できる体制を整えること。

#### 【改善状況の確認】

ア 平成25年10月3日、入所児童の在籍時間帯であったにも関わらず、保育従事者が一人の時間帯があつた。

イ 職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等が整備されていなかつた。

(2) 児童の安全確保に配慮した保育を実施していないので、是正すること。(認可外保育施設指導監督基準7(8))

・安全確保のために必要な職員を配置すること。また、事故防止のために、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

#### 【改善状況の確認】

ア 児童の在籍時間中、常時、複数の保育従事者を配置できるだけの職員体制が整っておらず、児童の安全確保に配慮した保育を実施できる体制を確認できなかつた。

イ 施設の庭と道路の間に柵を設置し、児童の飛び出しによる事故等の防止、不審者対策が講じられていた。

(3) 保育サービスを実施する責任者としての責務を果たしていないので、是正すること。  
(認可外保育施設指導監督基準10)

・保育サービスを実施する責任者として、必要な対策を講じるとともに、実効性を確保する体制を整えること。

#### 【改善状況の確認】

ア 児童の在籍時間中、常時、複数の保育従事者を配置できるだけの職員体制が整っておらず、適正な安全管理を行うために必要な体制を確認できなかつた。

イ 改善勧告を行つた事項の一部しか改善が図られておらず、改善を行う姿勢が認められなかつた。

### 4 今後の対応

児童福祉審議会の意見を聴いて、事業の停止又は施設閉鎖命令の措置をとる手続きに入ります。

現在利用している児童については、関係区市町村と連携し、新たな利用先の確保に努めています。なお、施設に対し、新規児童の受入れについては自粛するよう要請しております。